

## 「消費者基本計画工程表」改定素案に関する意見募集について

平成 29 年 4 月 10 日  
消 費 者 庁

### 1 意見募集の目的

消費者基本計画工程表については、関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、その取組予定を取りまとめており、消費者政策会議において、施策の実施状況の検証・評価・監視を行い、消費者委員会の意見を聴取した上で、1年に1回は改定することとされています。

昨年7月の工程表改定後の消費者を取り巻く状況の変化や盛り込まれた具体的施策の実施状況等を踏まえ、「消費者基本計画工程表」改定素案を取りまとめ、これに対する国民の御意見をいただくため、意見募集を実施することといたします。

### 2 意見募集期間

平成 29 年 4 月 10 日（月）から 平成 29 年 5 月 9 日（火）17 時まで  
（郵送の場合は同日必着）

### 3 御意見の提出方法

意見提出様式（別紙様式）又は様式の記載事項を全て満たした用紙を用いて、日本語により作成した御意見を、次のいずれかの方法により提出してください。御意見の提出に当たっては、工程表改定素案の該当箇所を明確にした上で、1枚につき1意見を記載してください。

なお、電子メール、FAX及び郵送以外の方法による御意見は受理できませんので、御了承ください。

#### 1 電子メールの場合

i.basicplan@caa.go.jp 宛て

電子メールの件名を「消費者基本計画工程表改定素案に対する意見」としてください。

#### 2 FAXの場合

FAX番号：03-3507-7557

消費者庁消費者政策課 宛て

表題を「消費者基本計画工程表改定素案に対する意見」としてください。

### 3 郵送の場合

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階  
消費者庁消費者政策課 宛て  
封筒表面に「消費者基本計画工程表改定素案に対する意見」と朱書きしてください。

### 4 注意事項

- 1 お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。
- 2 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
- 3 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及びメールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合の連絡のためにのみ利用します。
- 4 電子メールでの御意見は、テキスト形式のメールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理できません。

### 5 参考資料

「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）

「消費者基本計画工程表」（平成28年7月19日消費者政策会議決定（改定））

【本件の問合せ先】  
消費者庁消費者政策課  
添島・竹村  
TEL：03-3507-9197（直通）

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。)
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : _____</p> <p>該当ページ・行 : _____</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>(※1枚につき1意見を記載してください。)</p>

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	消費 太郎
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。) 会社員 (●●製造業)
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>施策番号 : 1 (1) ①</p> <p>該当ページ・行 : ●ページ ・ ●行 ~ ●行</p> <hr/> <p>②意見 (※1枚につき1意見を記載してください。) .....。</p> <div data-bbox="774 1146 1372 1736" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"><p>&lt;施策番号の記載方法について&gt;</p><ul style="list-style-type: none"><li>・例えば、工程表(素案)の1頁に掲載されている施策「身近な化学製品等に関する理解促進」について意見したい場合、本施策は、「1 消費者の安全の確保」のうち「(1) 事故の未然防止のための取組」中の①に該当する施策であることから、施策番号は「1 (1) ①」と記載してください。</li><li>・なお、工程表改定素案全体に対する意見の場合は、「全体」と記載してください。</li></ul></div>